

下水道使用料の改定について

1. 改定の目的

下水道事業において、排出された汚水を処理するためにかかる経費については、原則として使用者が負担することされているが、現在、江南市では汚水処理費用に対し使用料収入が不足し、市の一般会計から多額の基準外繰入金を受け入れることで経営を維持している状況である。基準外繰入金については、下水道整備区域以外の市民が負担する税金も財源に含まれることから、将来にわたり安定したサービスの提供を維持するため、下水道使用料を改定し、利用者に適正な負担をお願いするものである。

2. 改定に係る検討の経緯

- 令和3年8月10日 第1回江南市下水道事業経営審議会を開催
(江南市長より諮問「江南市下水道使用料のあり方について」)
- 令和3年10月26日 第2回江南市下水道事業経営審議会を開催
- 令和4年1月18日 第3回江南市下水道事業経営審議会を開催
- 令和4年3月1日 パブリックコメントの実施
～3月31日 (意見を提出した方：3名、意見の件数：7件)
- 令和4年5月25日 第4回江南市下水道事業経営審議会を開催
(江南市長へ答申「江南市下水道使用料のあり方について」)

3. 改定の内容

(1) 改定の基本的方針

- ・基本水量を廃止する。
- ・基本使用料の割合を高める。
- ・少量使用者に配慮し、最低従量単価を低額に抑える。

(2) 使用料体系

用途	基本使用料 水量区分(m ³)		現行	R5.4.1改定		R9.4.1改定	
				増減額	増減額		
			467.5円	671.0円	+203.5円	770.0円	+99.0円
一般汚水	現行	改定後					
	基本水量	1～5	0.0円	26.4円	+26.4円	30.8円	+4.4円
		6～10	93.5円	108.9円	+15.4円	121.0円	+12.1円
		11～20	104.5円	122.1円	+17.6円	135.3円	+13.2円
		21～30	132.0円	154.0円	+22.0円	170.5円	+16.5円
		31～50	159.5円	185.9円	+26.4円	205.7円	+19.8円
		51～100	176.0円	204.6円	+28.6円	227.7円	+23.1円
		101～500	209.0円	244.2円	+35.2円	269.5円	+25.3円
		501～	236.5円	264.0円	+27.5円	293.7円	+29.7円

(1ヶ月あたり、税込)